

学校における児童の災害時やけが等の事故対応について

学校は児童にとって安全・安心な場所であればならず、施設設備の点検や各学級での保健・安全指導に努力しておりますが、災害や様々な事故等が起きる可能性があることも事実です。そこで、学校における児童の災害時やけが等の事故対応について、下記のとおりとします。

記

○天災（風水害や地震）の場合

＜台 風＞ ・台風接近の予報が出ている場合は、事前に教育委員会より保護者に教育学習メールが配信されます。また、児童が在校中の場合は、ご家庭に文書も配付します。
・給食中止連絡についても同様です。

＜風水害＞ ・午前6時の時点で「大雨雪」「洪水」「暴風」を含む警報が発令されている場合や発令されることが予想される場合は、学校よりメールにて臨時休校等の連絡をします。
・午前6時までに警報が全て解除された場合は、平常登校とします。
・午前6時以降に警報が解除された場合は、登校時刻を遅らせて登校となります。
・登校後、警報が発令された場合は、**学校内で待機します。(⇒保護者引き渡しの場合があります。)**

・警報が解除された場合は、通学路の安全確認後、集団下校させます。
・午後から警報が発令される可能性がある場合は、安全確認後、早目の集団下校とします。いずれも学校よりメールにて連絡します。

＜地 震＞ ・地震の対応については教育委員会から保護者に教育学習メールが配信されます。
・**震度5強以上**の地震が観測された時は、直ちに授業を打ち切り、保護者引き渡しを行います。メールや電話による連絡が可能な場合は、それを使って連絡します。
・これらの通信手段が不通、機能しない場合は、保護者の方の自主的なお迎えをお願いします。**保護者の方がお迎えにくるまでは、児童は学校で待機**します。学童クラブへ登校している時間帯に発生した場合は、学童クラブ指導員が保護者の方へ引き渡しをします。

＜武力攻撃等＞ ・Jアラートを活用します。市内防災無線から情報が発信されます。登校前に発令された場合は、自宅待機をしてください。また、登下校中の場合は、ただちに避難行動（近くの建物に避難する。物陰に身を隠す。地面に伏せて頭部を守る。）をとります。その後、電話やパトロール等で、安否を確認します。
・在校中は、学校で避難行動をとり学校内待機します。その後、メール配信し引き渡しとなる場合があります。

○体調不良（けがや病気）の場合

＜け が＞ ・学校で応急的な処置をします。医療機関の受診が必要な場合は、家庭へ連絡しますので、医療機関の指定をお願いします。
どうしても連絡がつかない場合は、保健調査票に記載してある医療機関に搬送します。

・重篤な症状の場合は、ただちに救急車を要請します。保険証を持って搬送先の病院までお願いします。

・相手がある場合は、双方の児童及び周りにいた児童から状況を聞き、双方のご家庭に事情を説明いたします。ご家庭でも相互の意思の疎通をお願いします。

＜病 気＞ ・検温し、発熱が認められる場合やベッドで1時間の休養をとっても症状が好転しない場合は、家庭連絡します。

※新型コロナウイルス感染症対応等、特例的な対応をする場合があります。

・内服薬は、服用させません。（事前にご家庭から届け出がある場合は除く。）

・重篤な症状の場合は、ただちに救急車を要請します。保険証を持って搬送先の病院までお願いします。

※ご家庭への連絡は、電話やメールによります。ご自宅、携帯電話、あるいは緊急時の連絡先が変わった場合は、ただちに担任・学校までお知らせください。 **大富小TEL82-2806**